

安全報告書

(2020 年度)



NCA
Nippon Cargo Airlines

日本貨物航空株式会社

本安全報告書は航空法第 111 条の 6 に基づき作成したものです。

はじめに

平素より日本貨物航空株式会社にご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

2020 年度の安全に関する取り組みと実績を「安全報告書」としてお届けいたします。

ぜひ、ご一読いただき、弊社の安全運航への取り組みについてご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

2020 年度は、前年度に引き続き、2018 年 7 月に国土交通大臣より受けた事業改善命令・業務改善命令に対する改善施策の着実な実施ならびに安全意識・コンプライアンス意識の向上に全社員一丸となり取り組んでまいりました。その結果、着実に改善が図られてきましたが、今後は各施策の定着を図るとともに、その有効性を検証し更なる改善を目指してまいります。

また、決して過去の不適切事象の記憶を風化させてはならないとの決意の下、一致団結し、愚直に「改善」に向かい合い、エアラインのプロとしての「能力の向上」に努めてまいりました。その結果、各種安全指標が確実に良い方向に向かっており、引き続き改善に努めてまいります。

2021 年度についても、弊社安全理念である、

- 安全は経営の基盤であり社会への責務です
 - 私たちは相互に信頼し合い組織的に連携して安全を高めます
 - 私たちは常に知識及び技能を高め一人ひとりの誠実かつ責任ある行動で安全を支えます
- に基づき、安全運航の堅持に向け、安全推進活動に真摯に取り組んでまいります。

これからも変わらぬ皆様からのご愛顧とともに、一層のご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2021 年 9 月



代表取締役社長
大鹿 仁史

目次

1. 安全に関する基本方針	3
2. 安全管理体制など	4
2-1 組織図および人員数	4
(1) 組織図（2021年3月31日現在）	4
(2) 各組織の人員数（2021年3月31日現在）	5
(3) 安全管理体制の構成図	5
(4) 規程体系	7
2-2 日常運航の支援体制	8
(1) 日常運航に直接携わる航空従事者等の定期訓練および審査等	8
(2) 日常運航における問題点の把握方法	10
(3) 社内安全啓発活動等の取り組み	12
(4) 使用している航空機に関する情報	14
3. 安全上のトラブル発生状況など	15
(1) 航空事故：1件	15
(2) 重大インシデント：0件	15
(3) 安全上のトラブル：33件	15
4. 輸送の安全を確保するために講じた措置	17
4-1 行政処分・行政指導等の事例と対策	17
4-2 2020年度および2021年度の取り組み	17
(1) 2020年度の取り組み	17
(2) 2020年度の総括	17
(3) 2021年度の取り組み	18
(4) 2021年度の安全推進の取り組み	18

1. 安全に関する基本方針

NCA 安全理念	NCA 安全行動指針
<p>安全は経営の基盤であり 社会への責務です</p> <p>私たちは相互に信頼し合い 組織的に連携して安全を高めます</p> <p>私たちは常に知識および技能を高め 一人ひとりの誠実かつ責任ある行動で安全を支えます</p>	<p>私は、NCA の職員として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法令・社内規程を遵守し、基本に忠実な業務を遂行します。 2. それぞれの職域において、専門知識・技量の向上に継続的に取り組みます。 3. 正確な情報の速やかな共有により、一致協力して確実な業務を行います。 4. 不安全事故の未然・再発防止の為、ヒヤリハットや不安全事故を進んで報告します。

当社の存在目的は、「航空貨物運送事業を通じて国際交流を支え、日本と世界の社会・経済・文化の発展に貢献する」ことです。この実現にあたり最も優先される要素は、

- 航空機の安全運航
- 航空輸送に関わる人命および貨物の安全

であり、これらは当社の社会的責務であるとともに、経営の基盤です。

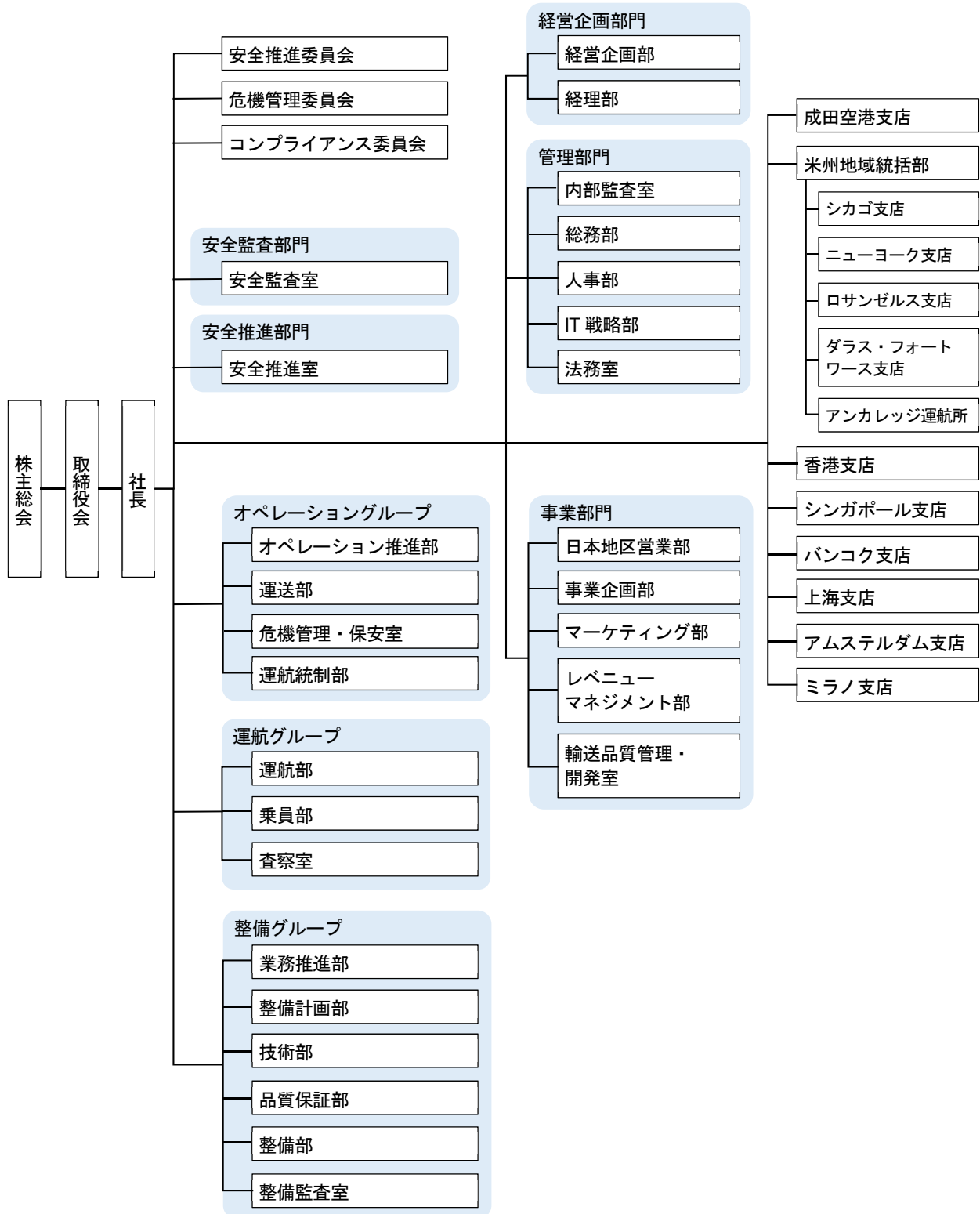
当社の全役職員は、安全に関わる法令および規定を遵守するとともに、常に知識および技能を高め、相互に信頼し合い連携して、より高い安全の確保に努めます。

そして安全を全ての行動の基準として、当社および関連会社の全役職員が行動することで航空運送事業者としての社会的使命を全うします。

2. 安全管理体制など

2-1 組織図および人員数

(1) 組織図 (2021 年 3 月 31 日現在)



(2) 各組織の人員数 (2021 年 3 月 31 日現在)

航空輸送の安全を確保するため、当社では安全管理を行うそれぞれの部署に必要な人員を配置しています。

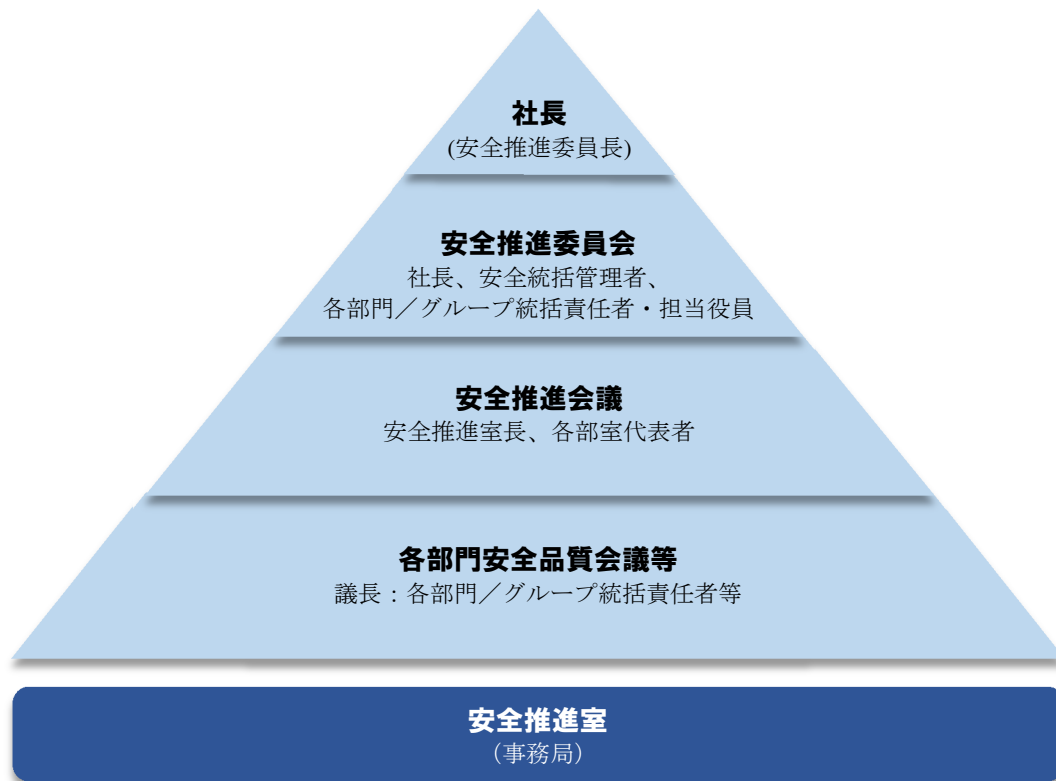
安全推進部門	安全監査部門	運航・運送部門	整備部門
10 名	4 名	159 名	182 名

管理部門	事業部門
48 名	40 名

運航乗務員		整備従事者 (確認主任者)	運航管理者
機長	91 名	116 名	16 名
副操縦士	59 名	(53 名)	

(3) 安全管理体制の構成図

当社では、安全推進委員会、安全推進会議、各部門 安全品質会議等で構成される安全推進体制を構築し（以下の図参照）、全社的に安全マネジメントシステム（以下、SMS という）に基づく PDCA（Plan-Do-Check-Act）サイクルを動かし、安全確保・品質向上活動を行っています。



① 社長

安全に関する最終責任者として会社基本方針を明示し、安全を維持向上させるための経営資源配分に努めます。また、安全統括管理者を指名し、SMS の実施状況を報告させるとともに、SMS の評価、見直しおよび必要な改善指示を行います。さらに危機対応における会社の最終意思決定者として、危機管理の総括に関する責任を有しています。また、安全に関する認定事業場の運営の責任者として安全管理の最終責任を有しています。

② 安全統括管理者（代表取締役専務取締役 ※2021年3月31日現在）

SMS の取組（飲酒対策を含む）の統括、運用管理を行います。

SMS に関する課題または問題点の有無を把握し、必要な改善策または是正処置を講じ、経営者に報告するとともに、その講じた処置の効果を検証します。

安全監査を通じ、SMS に関わる業務が適確に遂行されていること、また SMS が有効に機能していることを確認し、SMS の維持・運用ならびに必要によりシステムの見直しを行います。

アルコール教育やアルコール検査等飲酒対策を含む安全対策、安全への投資等、社長に対する助言を行います。

③ 安全推進責任者（安全推進室長）

社長直轄の安全推進室にて安全統括管理者の監督の下、安全推進体制の維持・向上を図ります。各種安全推進業務の事務局、部門に跨る不安全事象の総括、安全に関する社内外の情報収集・分析、安全知識の教育、安全意識の向上に関する企画立案・推進、関係官庁による安全監査立入検査、改善勧告等に関する総括業務などの職務に関する責任を有します。

④ 内部安全監査

社長直轄の安全監査室にて、内部安全監査を実施しています。

会社の安全に関する業務が SMS を遵守して遂行されていることの検証ならびに不具合・不適合に対する是正勧告を行います。また、SMS が有効に機能していることの検証ならびに SMS 自体の不具合・不適合に対する是正勧告を遂行します。さらに是正処置に対する効果検証および報告を実施するとともに、是正処置のフォローアップを行います。

その結果は、安全推進委員会において定期的に確認され、必要な提言が行われています。

⑤ 安全推進委員会（年6回以上開催）

安全に関する社内の最高機関で社長が委員長を務めます。主な役割は次のとおりです。

- 安全に関する重要課題を審議し、方針を決定します。
- 安全意識の向上策を決定し、実施状況を確認します。
- 安全に関する問題や課題の対応状況を確認し、提言や勧告を行います。
- 安全マネジメントシステムについてマネジメントレビューを行います。

⑥ 安全推進会議（毎月開催）

安全推進委員会で決定された方針に基づき、具体的な安全活動を推進する活動母体であり、安全推進室長が議長を務めます。また各部門の日常的な安全活動について意見交換・調整を行い、不安全事象の対応策の検討等を組織横断的に行います。

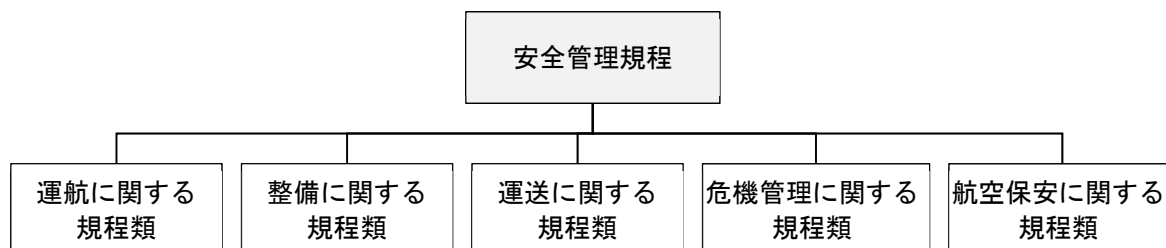
⑦ 安全品質会議（毎月開催）

安全推進委員会や安全推進会議と密接に連携し、各部門にて具体的な安全推進活動を展開します。

(4) 規程体系

航空法第 103 条の 2 に基づき安全管理規程を定めています。

本規程は当社が航空運送事業を遂行するにあたり、会社安全理念に基づき、安全に関わる会社の方針と安全を維持するための体制業務を明確にし、会社の全組織の意思疎通を図り、安全を維持向上させることを目的としています。



2-2 日常運航の支援体制

(1) 日常運航に直接携わる航空従事者等の定期訓練および審査等

当社では日々の安全運航の維持や品質の向上を目指し、航空従事者等に対し、様々な訓練や教育等を実施しています。また、必要な審査を行い、能力の維持の確認を行っています。

① 運航乗務員に対する定期訓練および審査の内容

日々の安全運航の維持や品質の向上を目指し、各運航乗務員に対し様々な訓練や教育等を実施しています。また必要な技倆の保有状況を確認するため定期的な審査を実施しています。

定期的な審査では、実地による路線審査とフライトシミュレーター（以下、SIM）による技能審査を実施しています。

訓練には学科訓練、緊急時対応訓練、空港資格訓練、CRM 訓練^{※1}、SIM 訓練、LOFT 訓練^{※2}等があり、個人の技倆や知識、そしてチームとしての能力向上を図っています。

※1 CRM (Crew Resource Management) 訓練：安全運航を達成するために全ての利用可能なリソース（人、機器、情報等）を活用することで、CRM 訓練はチームとしてのリーダーシップやコミュニケーション等を学ぶ訓練です。これらはヒューマンエラーを未然に防止し、また発生したトラブルに適切に対処するために活かされています。

※2 LOFT (Line Oriented Flight Training) 訓練：SIM を使用して実運航に近い環境でフライトを模擬し、様々なシナリオをチームとして対処する運航乗務員相互のチームワーク能力向上を目的とした訓練です。

SIM 訓練ではエンジン故障やシステム故障、他の航空機や地表への異常接近、予期せぬ天候の悪化に遭遇した場合など、様々な異常事態等を模擬し、運航乗務員の対処能力を向上させています。

② 整備従事者に対する定期訓練の内容

それぞれの整備従事者に対して、定期訓練として以下のリカレント訓練を行っています。

確認主任者リカレント訓練：

確認主任者が確実な業務を継続的に行なうために必要な知識・技量を維持するために、資格取得後 2 年毎にリカレント訓練を実施します。

航空機検査員リカレント訓練：

航空機検査員が確実な検査を継続的に行なうために必要な知識・技量を維持するために、資格取得後 2 年毎に実施します。

領収検査員リカレント訓練：

航空機領収検査員、構造整備領収検査員、NON DESTRUCTIVE INSPECTION 領収検査員、資材領収検査員、計測器領収検査員が確実な領収検査を継続的に行なうために必要な知識・技量を維持するために、資格取得後 2 年毎に実施します。

監査員リカレント訓練：

監査員が確実な監査を継続的に行なうために必要な知識・技量を維持するために、資格取得後、毎年実施します。

認定作業員リカレント訓練：

認定作業員が確実な整備作業を継続的に行なうために必要な知識・技量を維持するために、資格取得後 2 年毎に実施します。

ヒューマンファクターズ・リカレント訓練：

確認主任者および認定作業者に対し、事例分析を活用したヒューマンファクターズに関する知識を習得させるために、2年毎に実施します。

MRM (Maintenance Resource Management) リカレント訓練：

整備従事者および整備管理従事者に対し、ダーティードグズの知識と、チームワーク、コミュニケーションの重要性を再認識させるために、2年毎に実施します。

③ 運航管理者に対する定期訓練、定期審査および飛行踏査の内容

運航管理者定期訓練：

運航管理者の知識・技量の維持および安全意識の高揚を目的として、年度毎に1回実施しています。訓練内容は、運航関係知識のリフレッシュ、運航関係新知識、事例紹介等を都度設定することとしており、以下の訓練項目を含みます。

冬期運航に関する訓練：

運航管理者に対し、運航に影響を及ぼす冬期の悪天候時の安全運航を維持するため、冬期運航に関する必要な知識、技能の付与を年度毎に1回実施しています。

Dispatch Resource Management に関する訓練：

運航管理業務を実施する上で、必要なノンテクニカルスキル（コミュニケーション・状況把握・ヒューマンファクターズ等）を付与することにより、安全性に関わる姿勢および行動の最適化を図ることを目的として、年度毎に1回実施しています。

カテゴリー航行に関する訓練：

運航管理者に対し、カテゴリー航行に関し必要な知識を付与することを目的とし、年度毎に1回実施しています。

運航管理者定期審査：

運航管理者の資格に求められる責任および任務の遂行に必要な知識、技能の向上のため、査察運航管理者による実務による審査を実施しています。

運航管理者の飛行踏査：

運航管理者は、運航管理を行う日から遡って1年以内に、飛行実施計画の承認を担当するいずれかの空域（アジア・欧州・北米）において片道1回以上の飛行踏査を実施、また定期便に係る運航管理で複数の空域を担当する場合は、運航管理を行う日から遡って3年以内に、担当する全ての空域において飛行踏査を実施しております。

しかしながら2020年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、関係者への感染拡大防止を目的として2020年4月23日以降当面の間、中止しております。

④ 貨物ハンドリング従事者に対する訓練の内容

一般・専門教育：

貨物ハンドリングの基礎、カーゴ・クレーム、特殊貨物取り扱いを学ぶ教育訓練です。

危険物資格コース：

危険物の取り扱いに必要な資格を付与するため、IATA（International Air Transport Association／国際航空運送協会）要件を満たした教育訓練です。

初回コースを修了後、2年毎に資格更新コースを受講します。

スーパーバイザーコース：

運送業務の工程管理者（スーパーバイザー）の資格を付与するための教育訓練です。

ロードプランナーコース：

重量管理業務従事者（ロードプランナー）の資格を付与するための教育訓練です。

資格取得後、3年毎にリカレントトレーニングを実施します。

ロードマスターコース：

搭降載業務責任者（ロードマスター）の資格を付与するための教育訓練です。資格取得後、3年毎にリカレントトレーニングを実施します。

(2) 日常運航における問題点の把握方法

当社では、主に次の方法を用いて、日常運航における問題点を把握しています。それぞれの情報は、安全推進体制の中で共有されると共に、必要に応じて是正措置を図り、フィードバックを図っています。

① 安全報告制度

当社では安全に支障を及ぼす可能性がある事象について、各種の報告制度を設け情報収集に努めています。主な報告制度は次のとおりです。

運航乗務員からの報告制度：

CR（Captain Report）

ASR（Air Safety Report）

CFR（Crew Fatigue Report）

SMART（Safety! Monitor And Report Timely）※3

地上運航従事者からの報告制度：

OOR（Operations Officer Report）

整備作業従事者からの報告制度：

What Happened? ※3

貨物ハンドリング従事者からの報告制度：

HIM（Handling Irregularity Message）

ADR（Aircraft Defect Report）

Unsafe Build Up Report

全社的な報告制度：

ヒヤリハット報告・改善提案制度 ※3

※3 自発報告制度。

② FOQA (Flight Operational Quality Assurance / 飛行データ解析) プログラム

全ての運航便の飛行記録を分析・評価し、その結果を運航乗務員にフィードバックして、運航の安全と品質の向上に取り組んでいます。

③ リスクマネジメント

不安全事象やそれに至る前の事例を対象に、それらの事例の再発防止を目的として、リスクマネジメントを実施しています。運航、整備、運送・運航統制・危機管理保安部門で実施されるリスク評価会議にて、事例に内在するハザードの特定、およびリスク評価を行い、リスクの大きさに基づいた是正対策の実施、対策の効果検証を行います。

④ 社外有識者によるモニター

早稲田大学の小松原明哲教授らの社外有識者により安全管理活動の状況、安全意識・コンプライアンス意識の定着度をモニターしていただき、その結果に基づき、アドバイスをいただいています。2020 年度は 11 月に実施しています。

⑤ 第三者による安全監査等

第三者による安全監査として、2020 年度は国土交通省による本社定期・随時安全監査立入検査を年 3 回、国内外基地安全監査立入検査を 1 回受検しています。

毎年運輸安全マネジメント評価を受けておりますが 2020 年度は新型コロナウイルス感染予防のため止むを得ず見送りましたが、2021 年度は 6 月に実施しました。

また国際的な安全基準を満たしている事を確認する IATA の IOSA^{※4} 監査機関による更新監査を 2019 年 5 月に受け、2019 年 10 月に IOSA 認証を更新しており (有効期限=2021 年 10 月 19 日)、今年 2021 年 6 月に更新監査を実施しました。

※4 IOSA : IATA Operational Safety Audit の略。国際航空運送協会 (IATA) が運営する航空会社の安全管理に関する国際的な運航安全監査認証プログラム。



(3) 社内安全啓発活動等の取り組み

① 安全教育

新入社員に対し、SMS の理解を促す基本安全教育を実施しています。更に、全役職員に対し、毎年テーマを定めたリカレント安全教育を実施しています。2020 年度については「リスクマネジメント」をテーマに実施しました。

② 安全意識調査

全役職員を対象とした安全意識調査をアンケート形式で実施しました。当アンケートは本年度が 12 回目となり、安全に対する意識を継続的にモニターし、安全に対する個人、組織での長所・短所、意識の経年変化を分析しています。

調査の結果は安全推進委員会で報告され、今後の安全推進活動に活かされます。

③ セーフティカレッジ

ベテラン社員の知識・経験の伝承と人財育成を目的とした「セーフティカレッジ」を定期的開催し、専門知識/他部門の知識の習得、知識の底上げによるコミュニケーション向上の一助として 2016 年度から実施しています。

2020 年度は計 4 回開催し、延べ 172 名が参加しました。

④ 夏期安全総点検

2018 年度から年末年始安全総点検に加えて夏期安全総点検を実施しており、安全への取り組み状況を確認すると共に、各部署が設定した安全コミットメントの振り返りを行いました。

⑤ 年末年始輸送安全総点検

社長および安全統括管理者が、年末に現場を巡視し、自ら安全への取り組み状況を確認しています。

⑥ 安全講演会の開催

毎年 10 月に外部講師を招聘し、役職員を対象に安全に関わるテーマの講演会を開催しています。2020 年度は全日本空輸株式会社安全推進センター、副センター長兼安全推進部長の江島聖志氏をお招きし「ANA における安全推進とアサーションの取り組み」をテーマに講演会を実施しました。

⑦ 安全表彰の実施

年間安全／ヒヤリハット・改善提案表彰

毎年、直近 1 年間において運航の安全の向上に大きく寄与した役職員（部署）、および事故等の未然防止に貢献するヒヤリハット・改善提案を投函した役職員（部署）を、社長が表彰します。

2020 年度は、計 10 組に対し、社長より表彰しました。

その他、2020 年度は特に安全に貢献する取り組みを行った 5 組に対し、特別表彰を授与しております。

月間安全表彰

安全性の向上や事故防止の発案・活動等を行った役職員（部署）を表彰します。

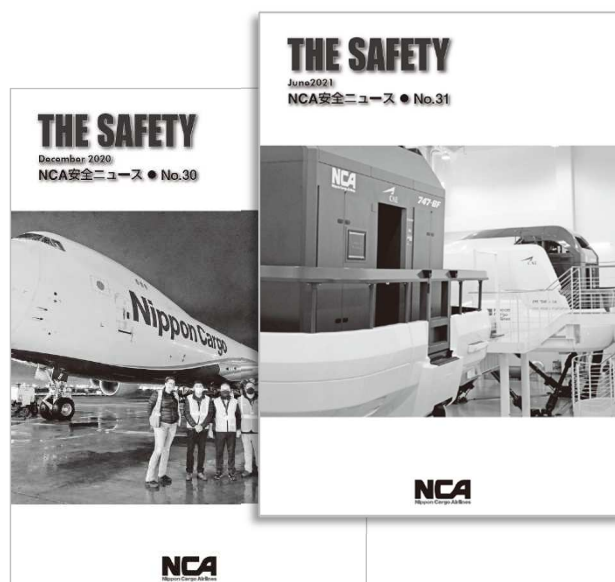
2020 年度は、計 24 組に対し、各部門・グループ長より表彰しました。

月間ヒヤリハット・改善提案表彰

事故等の未然防止に貢献するヒヤリハット・改善提案について、2020 年度は 5 組に対し、各部門・グループ長より表彰しました。

⑧ 安全情報誌の発行

定期的に安全情報誌「THE SAFETY」を発行しています。2020 年度には 2 回発行し、安全目標の設定、社内外安全情報、安全活動報告、安全表彰受賞者等を掲載し、安全関連情報の共有や安全意識啓発に役立てています。



⑨ 安全コミットメント

「NCA 安全行動指針」の更なる定着を目指し、各部署において、安全行動指針を業務にあてはめ、自部署の行動目標を設定、確認する取り組みを実施しました。

⑩ 安全施設見学会

航空事故の現実と向き合い、安全運航堅持の重要性を学習することを目的に、定期的に他社の安全施設見学に役職員を派遣し見学会を開催しておりますが、2020 年度は新型コロナウイルス感染予防に基づく協力会社施設見学休止につき、開催を見送りました。

⑪ セーフティトーク

社長、安全統括管理者と社員との直接対話の場として、少人数によるセーフティトークを実施しています。社長、安全統括管理者の安全に対する思いを直接語り掛けるとともに、社員からの意見に耳を傾けています。2020 年度は 12 回実施し、47 名が参加しました。

(4) 使用している航空機に関する情報

① 使用機材

当社の保有機数および内訳（2021年3月31日時点）は次のとおりです。

航空機型式	保有機数	導入開始	平均年間飛行回数	平均年間飛行時間	平均機齢
ボーイング式 747-8F型	8機	2012年8月	754回	4,101時間	8.8年

（飛行回数、飛行時間は2021年3月31日時点で保有している機材の2020年4月1日～2021年3月31日の実績を平均値化したものです）

② 路線別の輸送実績

当社の2020年度における路線別の便数ならびに輸送実績（有償トンキロ）は以下のとおりです（2019年度比含む）。

	便数			輸送実績（有償千トンキロ）		
	2020年度	2019年度	（前年比）	2020年度	2019年度	（前年比）
米国	2,419	1,865	+29.6%	1,757,779	1,290,912	+36.2%
アジア	2,619	2,331	+12.4%	635,461	469,162	+35.4%
欧州	411	462	(-) 11.0%	354,180	384,525	(-) 7.9%
チャーター	41	29	+41.3%	23,173	16,322	+42.0%
（総計）	5,490	4,687	+17.1%	2,770,592	2,160,920	+28.2%



ボーイング式 747-8F 型

3. 安全上のトラブル発生状況など

(1) 航空事故：1 件

当社 258 便の着陸復航時の機体損傷（2021 年 2 月 1 日）

当社 258 便（シンガポールチャンギ国際空港発、香港国際空港経由、成田国際空港行き）は成田国際空港の 16R 滑走路へ向けて進入しておりましたが、その際、気流の擾乱に遭遇したため、着陸復行しました。

着陸後の整備士による点検に於いて、胴体後方下部に擦過痕があることが発見されました。本事例は航空法第 76 条に定められる航空事故に該当するとして 2 月 2 日に国土交通省航空局より航空事故と認定されました。原因については運輸安全委員会にて調査中です。当社と致しまして運輸安全委員会による調査や原因究明等に全面的に協力・対応して参ります。

(2) 重大インシデント：0 件

2020 年度に重大インシデントの発生は、ありませんでした。

(3) 安全上のトラブル：33 件

2020 年度に発生した安全上のトラブルは、33 件でした。

当社ではすべての事象について原因分析を行い、再発防止策をとっています。

種別	報告内容	件数	
		2020 年度	2019 年度
システム不具合		7	10
経路若しくは高度からの著しい逸脱		3	1
安全上、緊急の措置を要した事象	航空機衝突防止装置（TCAS）の回避指示（RA）に基づく回避操作	1	7
非常用装置の使用	火災警報の作動	0	0
航空機の損傷	構造部の亀裂	3	1
非常用装置不具合	非常用システムの不作動	0	1
装備品または部品の誤った取り付け	誤部品の取り付け	3	4
航空機構成部品の外れ		0	1
その他の安全上に支障を及ぼす事象	運航規程に関する出発前の確認関係	10	3
	整備規程に関する検査・整備関係	1	1
	整備規程に関する整備間隔等関係	0	0
	危険物関係	5	5
(計)		33	34

安全上のトラブルに対する対策事例

① システム不具合 (7 件)

概要	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 地上接近警報装置及び航空機衝突防止装置の一時的不具合 6 件 ▪ その他 1 件
対策	地上接近警報装置および航空機衝突防止装置の一時的不具合については、不具合を解消するための技術指示が製造者から発行されており、これに基づき改修を実施しています。

② 運航規程に関する出発前の確認関係 (10 件)

概要	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 危険物輸送に関する情報が運航乗務員に適切に伝わらなかった事例 4 件 ▪ 誤った貨物重量による重量重心位置の不備 2 件 ▪ その他 4 件
対策	上記事例については事例を周知し、注意喚起するとともに、手順の見直し、チェックリストの改定を実施し、再発防止に努めています。

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置

4-1 行政処分・行政指導等の事例と対策

2020 年度の行政処分・行政指導等はありませんでした。

4-2 2020 年度および 2021 年度の取り組み

(1) 2020 年度の取り組み

2014 年度より安全指標・安全目標値を設定し、継続的に監視を行っています。

2020 年度の安全指標・安全目標値ならびに達成状況は以下のとおりです。

安全指標実績 (カッコ内=目標値)

- 航空事故： 1 件 (0 件)
- 重大インシデント： 0 件 (0 件)
- 休業災害 (4 日以上 of 休業)： 0 件 (0 件)
- 飲酒事象件数： 2 件 (0 件)

(2) 2020 年度の総括

全社・各部門において、安全指標・安全目標値を定め、PDCA をしっかり回すことにより、その達成を目指してきましたが、遺憾ながら航空事故が 1 件発生しました。引き続き運輸安全委員会による調査ならびに原因究明等に全面的に協力・対応して参ります。

また飲酒事象については目標値ゼロに対して実績値は 2 件となり、残念ながら目標を達成することができませんでした。飲酒事象に関し、1 件目は運航乗務員の飛行前アルコール検査が不適切な立会い者により実施された件となり、2 件目は整備従事者が失念によりアルコール検査を実施せずに整備作業に従事した件となります。確認体制のシステム化並びに検査実施状況の可視化等により再発防止を図っています。なお、両件ともにアルコールは検知されておりません。

航空事故、飲酒事象については、引き続き徹底した改善を行い、再発防止に努めて参ります。

一方、その他項目については目標達成となり、背景として 2018 年度の国土交通大臣より受けた事業・業務改善命令に対する 2018 年以降の改善措置を基盤とした、全社的な安全推進活動の積み上げ効果が反映されているものと分析しています。

(3) 2021 年度の取り組み

安全指標・安全目標値

2021 年度は、2020 年度の安全活動の結果を踏まえ、以下の安全指標・安全目標値を設定しています。

- 航空事故： 0 件
- 重大インシデント： 0 件
- 休業災害（4 日以上の休業）： 0 件
- 飲酒事象件数： 0 件

(4) 2021 年度の安全推進の取り組み

安全運航体制の維持向上を目的とした安全管理規程下の定常的な活動に加え、2018 年 7 月に受けた事業改善命令・業務改善命令の風化防止、対応完遂等を目指し、関連する全ての改善措置について、2020 年度に続き、実施した取り組みを日常業務として定着させて行く活動等を推進します。その内容については、下記項目を参照ください。

改善措置の定着等に関する活動

- 安全意識調査アンケートの実施
- 社長・安全統括管理者メッセージ発信
- 安全コミットメントの確認、見直し、策定
- 事業及び業務改善命令を受けた事実の風化防止
- 社長や安全統括管理者が一般社員と安全に係る事項について意見交換を行うセーフティトークの開催
- 外部有識者による各職場の状況確認およびディスカッションの実施
- サンクスカードの導入・社内展開
- ヒヤリング制度の改善と定着
- アサーティブコミュニケーション活動の推進

その他の安全推進活動

- 夏期安全総点検の実施（2021 年 7 月 20 日～8 月 20 日）
- 安全講演会の開催（2021 年 10 月・安全推進月間）
- 年間安全表彰の実施（2021 年 10 月・安全推進月間）
- 基本安全教育の実施
- NCA 安全理念および行動指針等の浸透・定着
- 自部署業務や安全に係る事項について説明を行うセーフティカレッジの開催
- 他社安全施設見学会への参加
- 不適切事象に係る再発防止活動の展開
- 自発報告投函の促進
- 階層別教育の実施
- 年末年始輸送安全総点検の実施
- 飲酒対策の実施

日本貨物航空株式会社
2020 年度 安全報告書
(令和 2 年度)

2021 年 9 月発行

日本貨物航空株式会社
安全推進室
